

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、東急株式会社と称する。

2 英文名をTOKYU CORPORATIONとする。
(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 鉄道事業および索道事業

(2) 軌 道 業

(3) 自動車による一般運輸業

(4) 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業

(5) ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営

(6) 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売

(7) ホテル及び旅館の経営

(8) 旅 行 業

(9) 土木建築工事の設計施工請負

(10) 前払式特定取引に関する商品の売上の取次

(11) 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証

(12) 損害保険代理業

(13) 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業

(14) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務

(15) 放送法に基づく放送事業

(16) 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにこれらの部品の製造、修理および販売

(17) ショッピングセンターの経営、管理業の受託

(18) 広告、宣伝に関する業務

(19) 不動産の管理および貸借の受託

(20) クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売

(21) 警備業法に基づく警備業

(22) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理

(23) 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業

(24) 保育施設の経営および保育サービス事業

(25) 電力小売事業およびガス小売の取次事業

(26) 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営

(27) 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営

(28) 古物営業法に基づく古物の売買

(29) 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

(30) 前各号に付帯関連する一切の事業
(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都渋谷区に置く。
(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人
(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	9億株
第1回社債型種類株式	1千5百万株
第2回社債型種類株式	1千5百万株
第3回社債型種類株式	1千5百万株
第4回社債型種類株式	1千5百万株
第5回社債型種類株式	1千5百万株
第6回社債型種類株式	1千5百万株

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、普通株式および社債型種類株式のそれぞれにつき100株とする。
(自己の株式の取得)

第8条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第9条 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第1回社債型種類株式でないし第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式でないし第6回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)

第11条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本

会社においてはこれを取扱わない。
(株式の取扱)

第13条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第14条 本会社は、第48条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。

2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
(社債型種類株式優先期中配当金)

第15条 本会社は、第48条第2項または第49条に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。
(残余財産の分配)

第16条 本会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
(議 決 権)

第17条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(金銭を対価とする取得条項)

第18条 本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、当該社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。
(株式の併合または分割等)

第19条 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

2 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

3 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

5 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。
(優先順位)

第20条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

第4章 株主総会

(招 集)

第21条 本会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会には必要がある場合随時招集する。
(定時株主総会の基準日)

第22条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(電子提供措置等)

第23条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(決 議)

第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)

第25条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。
(議 長)

第26条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。
(議事運営規則)

第27条 株主総会の議事に関し、取締役会は議事運営規則を定めることができる。
(種類株主総会)

第28条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する種類株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 第23条および第25条ないし第27条の規定は、種類株主総会について準用する。

4 第22条の規定は、毎年3月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。

5 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6 本会社が次に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、

社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

- (1) 本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（本会社の単独による株式移転を除く。）
- (2) 本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認

第 5 章 取締役及び取締役会

（定 員）

第 2 9 条 本会社の取締役は 2 0 名以内とする。

（選 任）

第 3 0 条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

（任 期）

第 3 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集）

第 3 2 条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（取締役会の書面等による決議）

第 3 3 条 本会社は、会社法第 3 7 0 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（役付取締役）

第 3 4 条 本会社には取締役会の決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名その他の役付取締役若干名を置くことができる。

（代表取締役）

第 3 5 条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

2 取締役社長は代表取締役でなければならない。

（取締役会規程）

第 3 6 条 取締役会に関する事項は別に定める。

（取締役との責任限定契約）

第 3 7 条 本会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 監査役及び監査役会

（定 員）

第 3 8 条 本会社の監査役は 5 名以内とする。

（選 任）

第 3 9 条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第 4 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集）

第 4 1 条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（監査役会規程）

第 4 2 条 監査役会に関する事項は別に定める。

（監査役との責任限定契約）

第 4 3 条 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 会計監査人

（選 任）

第 4 4 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任 期）

第 4 5 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 相 談 役

（相 談 役）

第 4 6 条 本会社には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第 9 章 計 算

（事業年度）

第 4 7 条 本会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 4 8 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 4 9 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 5 0 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。